

南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年南知多町条例第16号。以下「条例」という。）に規定する指定ごみ袋（以下「可燃ごみ用指定ごみ袋」という。）並びに別途町長が指定するミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の排出に使用する指定ごみ袋（以下「資源ごみ用指定ごみ袋」という。）を取り扱う店舗（以下「取扱店」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(取扱業務の委託)

第2条 町長は、可燃ごみ用指定ごみ袋の取扱いに関する業務（以下「取扱業務」という。）を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1項の規定により、指定する取扱店に委託するものとする。

(取扱業務の内容)

第3条 取扱業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 条例第9条第2号に規定する手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）の徴収及び納付
- (2) 可燃ごみ用指定ごみ袋の交付及び在庫管理
(資源ごみ用指定ごみ袋の取扱い)

第4条 資源ごみ用指定ごみ袋は、可燃ごみ用指定ごみ袋の取扱店に限り取扱いできるものとする。

(取扱店の条件)

第5条 取扱店の指定を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小売業を行っている者
- (2) 町内に物品を販売する店舗又は事業所を有する者
- (3) 指定ごみ袋を取り扱うために必要な資力及び信用を有する者
- (4) 町税を滞納していない者

(取扱店の申請)

第6条 取扱店の指定を受けようとする者は、南知多町指定ごみ袋取扱店指定申請書（様式第1号）に次に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 店舗又は事業所の位置図
- (2) 店舗外観写真
- (3) 納税証明書(南知多町に納税している者は同意書の提出にかえることができる。)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(取扱店の指定等)

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、内容を審査し、取扱店として指定することが適当と認めるときは南知多町指定ごみ袋取扱店指定通知書（様式第2号）により、適当ではないと認めるときは南知多町指定ごみ袋取扱店不指定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により指定の通知を受けた取扱店は、速やかに指定ごみ袋取扱業務委託契約を町長と締結するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により指定ごみ袋取扱業務委託契約を締結したときは、令第158条第2項の規定により第3条第1号に定める業務を委託したことを告示する

とともに、広報紙等で公表するものとする。

- 4 取扱店は、町長が交付する南知多町指定ごみ袋取扱店指定証（様式第4号）を店頭付近の分かりやすい位置に掲示するものとする。

（申請内容の変更）

- 第8条 取扱店は、第6条に規定する申請書の内容に変更があったときは、南知多町指定ごみ袋取扱店変更届（様式第5号）により、町長に届け出なければならない。

（指定ごみ袋の取扱い）

- 第9条 取扱店は、一般の需要を満たすのに足りる数量の指定ごみ袋を常備し、適正に在庫を管理するものとする。

- 2 取扱店は、指定ごみ袋を景品、サービス品等として利用しないものとする。
- 3 取扱店は、可燃ごみ用指定ごみ袋の交付及び資源ごみ用指定ごみ袋の販売にあたり、事業系ごみを搬入する目的での購入者に交付及び販売をしてはならない。
- 4 取扱店は、指定ごみ袋の引渡しを受けるときは、数量その他の必要な事項を記載した町長が別に定める注文書兼受領書を町に提出するものとする。

（調査等）

- 第10条 町長は、取扱店に対して、指定ごみ袋の取扱方法その他の事項に関し必要があると認めたときは、調査を行うとともに改善を指示し、又は報告を求めることができる。

（取扱店の指定の解除等）

- 第11条 取扱店は、取扱店の指定を解除しようとするときは、解除する日の1月前までに南知多町指定ごみ袋取扱店指定解除届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当する場合は、南知多町指定ごみ袋取扱店指定取消通知書（様式第7号）により、当該取扱店の指定を取り消すことができる。

- (1) 第5条の条件を満たさなくなった場合
- (2) この要綱の規定に違反した場合
- (3) 長期間発注の見込みがないと判断した場合
- (4) その他取扱店として不適切と町長が認めた場合

（その他）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱（平成13年9月3日施行）に基づき、令和2年8月31日までに指定された取扱店については、この要綱による指定を受けた日の前日または令和3年1月31日のいずれか早い期日までは、なお従前の例による。また、この要綱による指定を受けた取扱店は、改正前の南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱（平成13年9月3日施行）に規定する指定ごみ袋を令和3年3月31日まで取り扱うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

南知多町長 様

申請者
住所
事業所名
代表者名

南知多町指定ごみ袋取扱店指定申請書

南知多町指定ごみ袋取扱店の指定を受けたいので、南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

店舗名等	
業 種	
所 在 地	(〒 -) 電 話 () -
取扱責任者	

添付書類

1. 店舗又は事業所の位置図
2. 店舗外観写真
3. 納税証明書

※南知多町に納税している場合は、以下の同意書により納税証明書の提出が省略できます。

<p>同意書</p> <p>上記のとおり、指定ごみ袋取扱店として申請するにあたり、審査に必要があるため、町税の課税状況について町の職員が確認することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">申請者 _____</p>
--

指定番号	
------	--

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

南知多町長

南知多町指定ごみ袋取扱店指定通知書

南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第7条第1項の規定により、次の店舗を南知多町指定ごみ袋取扱店に指定します。

指 定 番 号	
店 舗 名 等	
所 在 地	
取 扱 責 任 者	

（注意事項）

1. 申請書に記載された個人情報については、指定ごみ袋の取扱業務に関する連絡等に使用します。また、指定ごみ袋の取扱店であることを広報紙等で公表します。
2. 取扱店としての業務にあたるため、要綱第7条第2項の規定により、指定ごみ袋取扱業務委託契約を町長と締結します。
3. 取扱店としての要件を欠いた場合及び不正等があった場合には、指定を取り消されても異議のないものとします。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

南知多町長

南知多町指定ごみ袋取扱店不指定通知書

南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第7条第1項の規定により、次の店舗について指定しないと決定しましたので通知します。

店 舗 名 等	
所 在 地	
取 扱 責 任 者	
理 由	

南知多町指定ごみ袋取扱店指定証

様

指 定 番 号

店 舗 名 等

店舗等所在地

南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第7条第1項の規定により、
南知多町指定ごみ袋取扱店に指定したことを証します。

年 月 日

南知多町長

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

南知多町長 様

申 請 者
住 所
事業所名
代表者名

南知多町指定ごみ袋取扱店変更届

南知多町指定ごみ袋取扱店の記載事項を次のとおり変更したので、南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第8条の規定により届出します。

項 目	変 更 前	変 更 後
店 舗 名 等		
業 種		
所 在 地		
代 表 者 名		
電 話		
取 扱 責 任 者		

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

南知多町長様

申請者
住所
事業所名
代表者名

南知多町指定ごみ袋取扱店指定解除届

南知多町指定ごみ袋取扱店の指定を解除したいので、南知多町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第11条の規定により届出します。

指定番号	
店舗名等	
所在地	
取扱責任者	
届出理由	

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

様

南知多町長

南知多町指定ごみ袋取扱店指定取消通知書

年 月 日付け第 号で決定した南知多町指定ごみ袋取扱店の
指定について次の通り取り消します。

指 定 番 号	
店 舗 名 等	
所 在 地	
代 表 者 名	
取 消 理 由	
備 考	